

様式第6号（第9条第1項、第10条第1項、第16条第1項関係）

(一定規模以上開発等・景観計画特定地区内行為・景観計画区域内行為)									
届 出 書									
宝塚市長 宛									
年 月 日									
届出者 住所 (法人にあつては所在地)									
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者名)									
電話 () -									
☒ ☐ 宝塚市都市景観条例第 1 7 条第 1 項 (一定規模以上開発等の届出) ☐ 宝塚市都市景観条例第 1 7 条第 2 項 (景観計画特定地区内行為の届出) ☐ 景観法第 1 6 条第 1 項 (景観計画区域内行為の届出)									
の規定により、関係図書を添付して、次のとおり届出します。									
行 為 の 場 所		宝塚市							
着 手 予 定 日		年 月 日			完 了 予 定 日		年 月 日		
行 為 の 種 類		☐ 建築物の建築等		☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転					
		☐ 工作物の建設等		☐ 外観を変更することとなる (☐ 1/2 以下 ☐ 1/2 超え) ☐ 修繕 ☐ 模様替え ☐ 色彩の変更					
		開 発 行 為 等		☐ 開発行為					
		条例で定める行為		☐ 土地の形質の変更 ☐ 木竹の植栽又は伐採 ☐ 屋外広告物の建設等又は設置					
地域・地区の名称		☐ 山並み部 ☐ 山麓部 ☐ 平野部 ☐ 観光プロムナード ☐ 北部田園・集落 ☐ 景観計画特定地区 ()							
設計又は施行方法	区域 (敷地) の面積		m ²						
	建築物の概要	階 数	地上 階・地下 階	高 さ	m				
	工作物の概要	高 さ 等	m		種 類				
備 考									

◆代理人等連絡先

住所

氏名

電話番号

Email

(注意)

- 1 景観法第16条第1項（景観計画区域内行為の届出）は、当該行為に着手する日の30日前までに提出してください。
- 2 各届出書の提出部数は、2部（正1部、副1部）。ただし、景観法第16条第1項（景観計画区域内行為の届出）にあつては、宝塚市都市景観条例第17条第1項（一定規模以上開発等の届出）又は第2項（景観計画特定地区内行為の届出）に添付した書類と兼ねることができる。
- 3 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 該当する届出項目に「レ」を記載すること。
- 5 行為の種類については、該当する全ての行為に「レ」を記載すること。
- 6 地域・地区の名称については、景観計画において定められた地域名を記載すること。景観計画特定地区の区域内にあつては、景観計画で定められた地域名に加え、景観計画特定地区の地区名を記載すること。
- 7 設計又は施行方法については、景観計画又は景観計画特定地区において定められている基準に照らして、必要な事項のみ記載すること。
- 8 同一の土地について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。

(一定規模以上開発等・景観計画特定地区内行為・景観計画区域内行為)					
届 出 書					
宝塚市長 宛					
年 月 日					
届出者 住所（法人にあっては所在地）					
氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）					
電話（ ） —					
☐	☐ 宝塚市都市景観条例第 1 7 条第 1 項（一定規模以上開発等の届出） ☐ 宝塚市都市景観条例第 1 7 条第 2 項（景観計画特定地区内行為の届出）				
☒	景観法第 1 6 条第 1 項（景観計画区域内行為の届出）				
の規定により、関係図書を添付して、次のとおり届出します。					
行 為 の 場 所		宝塚市			
着 手 予 定 日		年 月 日		完 了 予 定 日 年 月 日	
行 為 の 種 類	☐ 建築物の建築等 ・ ☐ 工作物の建設等		・ ☐ 新築 ・ ☐ 増築 ・ ☐ 改築 ・ ☐ 移転 ・ ☐ 外観を変更することとなる (☐ 1/2 以下 ・ ☐ 1/2 超え) ☐ 修繕 ☐ 模様替え ☐ 色彩の変更		
	開 発 行 為 等		・ ☐ 開発行為		
	条例で定める行為		・ ☐ 土地の形質の変更 ・ ☐ 木竹の植栽又は伐採		
			・ ☐ 屋外広告物の建設等又は設置		
地域・地区の名称		☐ 山並み部 ☐ 山麓部 ☐ 平野部 ☐ 観光プロムナード ☐ 北部田園・集落 ☐ 景観計画特定地区（ ）			
設計又は施行方法	区域（敷地）の面積		㎡		
	建築物の概要	階 数	地上 階・地下 階	高 さ	m
	工作物の概要	高 さ 等	m	種 類	
備 考					

◆代理人等連絡先

住所

氏名

電話番号

Email

(注意)

- 1 景観法第16条第1項（景観計画区域内行為の届出）は、当該行為に着手する日の30日前までに提出してください。
- 2 各届出書の提出部数は、2部（正1部、副1部）。ただし、景観法第16条第1項（景観計画区域内行為の届出）にあつては、宝塚市都市景観条例第17条第1項（一定規模以上開発等の届出）又は第2項（景観計画特定地区内行為の届出）に添付した書類と兼ねることができる。
- 3 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 該当する届出項目に「レ」を記載すること。
- 5 行為の種類については、該当する全ての行為に「レ」を記載すること。
- 6 地域・地区の名称については、景観計画において定められた地域名を記載すること。景観計画特定地区の区域内にあつては、景観計画で定められた地域名に加え、景観計画特定地区の地区名を記載すること。
- 7 設計又は施行方法については、景観計画又は景観計画特定地区において定められている基準に照らして、必要な事項のみ記載すること。
- 8 同一の土地について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。